

|  |   |
|--|---|
| 個人情報ファイルの名称                            | 価格高騰重点支援給付金   |
| 行政機関等の名称                               | 寝屋川市  |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称          | 保護課   |
| 個人情報ファイルの利用目的                          | 寝屋川市価格高騰重点支援給付金(低所得世帯への3万円給付)実施要綱及び寝屋川市価格高騰重点支援給付金(低所得世帯への7万円給付)実施要綱に基づく住民税非課税世帯等への給付金の支給など   |
| 記録項目                                   | 1個人番号、2世帯番号、3氏名、4生年月日、5住民日、6現住所、7現住所郵便番号、8前住所、9前住所郵便番号、10課税状況、11生活保護受給有無、12措置状況、13振込先口座、14令和4年度非課税世帯給付金支給済世帯等、15その他   |
| 記録範囲                                   | 基準日時点で本市に住民登録をされている世帯を対象に、当該給付金の支給要件を確認するために必要な情報   |
| 記録情報の収集方法                              | 市民サービス部所管の住民基本台帳システム・課税台帳、人権文化課所管の相談報告票、こどもを守る課所管の児童手当システム・児童扶養手当システム・ケース記録・虐待相談台帳・家庭児童相談システム・児童扶養手当旧資格者台帳、高齢介護室所管の高齢者システム、障害福祉課所管の障がい者総合福祉システムに係る情報、(これらの情報については電子データの収集による)、申請者からの書類提出による(支給要件確認書、申請書(請求書)、家計急変世帯分申請書(請求書)) |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨                    | 含まない  |
| 記録情報の経常的提供先                            | 給付金運營業務委託業者   |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地                   | 寝屋川市総務部総務課<br>〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号   |
| 訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等 | —   |
| 個人情報ファイルの種別                            | 電算処理ファイル<br>(電算処理ファイルの場合のみ) 令第21条第7項に該当するファイル 有   |
| 備考                                     |   |